

中小企業向け資金繰り支援策 ガイドブック

Ver.01

東北地方太平洋沖地震による災害の影響で、事業所、工場等の主要な事業用資産に、倒壊・火災等の直接的な被害を受けた事業者に加えて、間接的に被害を受けた事業者についても、ご利用できる制度があります。

■東北地方太平洋沖地震による災害に対する資金繰り支援策 災害からの復旧に立ち上がる中小企業者を応援します！

まずは被災中小企業の皆様が、被災現場の復旧作業や被災後の事業の立ち上げに注力していただけるような環境整備に万全を期します。

支援策の具体的内容は、各ページをご覧ください。

※今後、施策内容の追加等の可能性もございますので、最新の施策内容については、上記の窓口に御確認ください。

■平成23年度の資金繰り支援策

セーフティネット対策、小規模企業や創業を支援する制度等により、資金繰りを応援します。

「中小企業電話相談ナビダイヤル」を活用下さい！

■当面の間、1つの窓口で資金繰りなど幅広く相談ができる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施いたします。

■電話番号：0570-064-350

平成23年3月28日

中小企業庁

<目次>

■ 東北地方太平洋沖地震による災害に対する資金繰り支援策

(災害による被害の有無)

	直接的に 被害を 受けた方	間接的に 被害を 受けた方	ページ
①特別相談窓口の設置	○	○	1
②被災中小企業者の既往債務の 負担軽減	○	○	1
③災害復旧貸付、危機対応業務	○	○	2
④災害関係保証	○	—	3

■ 平成23年度の資金繰り支援策

(災害による被害の有無)

	被害を 受けて いない方	直接的に 被害を 受けた方	間接的に 被害を 受けた方	ページ
⑤セーフティネット貸付	○	○	○	4
⑥セーフティネット保証 (5号)	○	○	○	5
その他の資金繰り支援 の疑問についてお答え します(Q&A)	○	個別にご相談下さい		6

■ 資金繰り支援のご相談窓口…………… 7 ページ

1. 特別相談窓口・ワンストップナビダイアルの設置

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会（公的金融機関）、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構支部、経済産業局等に「[特別相談窓口](#)」※を設置しています。 ※ <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2011/download/110313TGS-1.pdf>

また、当面の間、1つの窓口で資金繰りなど幅広く相談ができる「中小企業電話相談ナビダイアル」を実施いたします。

（土日・祝日を含む。）

電話番号：0570-064-350

（最寄りの経済産業局 中小企業課につながります。）

相談内容が具体的な融資や保証の場合は、公的金融機関にご相談下さい。

（→7ページ参照）

2. 被災中小企業者の既往債務の負担軽減 （日本公庫・商工中金・保証協会）

東北地方太平洋沖地震による被災中小企業者の資金繰りに重大な支障が生じないように、返済猶予など既往債務の条件変更に柔軟に対応します。この点は、民間金融機関に対しては、金融庁・日本銀行から[3月11日に要請](#)※₁済み、公的金融機関に対しては経済産業省から[3月14日に要請](#)※₂済みです。

また、日本公庫・商工中金においては、被災後、返済期日が到来していても、返済猶予の申込みすら困難な状況が続くことが予想されるため、遅れて申込みをした場合でも、遡及して返済猶予に対応します。

さらに、被災中小企業者の実情に応じ、本人確認等の審査書類の簡素化、契約手続きの迅速化等を通じて、窓口における親身な対応、適時適切な貸し出し、柔軟な条件変更を行います。

※1 <http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20110311-3.pdf>

※2 <http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/110314TohokuEarthquake.htm>

3. 災害復旧貸付(日本公庫・沖縄公庫)・危機対応業務(商工中金) <直接被害を受けた方、間接被害を受けた方の両方が対象>

1. 制度概要

長期・低利の資金(設備資金、運転資金)を融資するものです。東北地方太平洋沖地震の被災中小企業者がご利用になれます。

2. 制度内容

①貸付限度額:日本公庫 中小事業 1.5億円、国民事業 3千万円
(いずれも別枠)

商工中金 1.5億円(別枠)

②貸付利率(※):日本公庫 中小事業 1.75%、国民事業 2.25%
商工中金 1.75%

(※)貸付期間5年以内の基準利率(平成23年3月12日現在)。
利率は返済期間等の事情により変動。

3. 特別措置の対象者

以下に該当する中小企業者等については、金利の特別措置(上記貸付利率▲0.9%)が受けられます。(貸付後3年間、借入額のうち1千万円が上限。)

○直接被害を受けた方:事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた方(※1)

○間接被害を受けた方:被災事業者の事業活動に相当程度依存している等の要件を満たす方(※2)

※1. 事後(融資実行後を含む)の提出でも可能ですが、原則として、市区町村等からの罹災証明書が必要です(写しで可)。

※2. 直接の被害を受けた事業者(取引先)の罹災証明の写しが必要になります(罹災証明書の写しの入手が困難な場合、事後の提出を前提に申し込むことができます。写しの提出が困難な事情がございましたらお申し込み先にご相談ください。)。

直接の被害を受けた事業者との取引依存度が2割以上の中小企業者等であって、①借入申込後3ヶ月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して4割以上減少すると見込まれる又は②借入申込直前2ヶ月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して3割以上減少した方が対象です。

被害証明申請書に必要事項を記載の上、お申し込み先にご提出ください。

4. お申し込み先

日本公庫(沖縄県内では沖縄公庫の支店)又は商工中金の支店にお申し込み下さい。(→7ページ参照)

(注)審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

4. 災害関係保証（保証協会）＜直接被害を受けた方が対象＞

1. 制度概要

金融機関から事業再建資金の借入を行う場合、保証協会が保証します。
東北地方太平洋沖地震による災害により直接的に被害を受けた中小企業者がご利用になれます。

2. 制度内容

- ①保証限度 無担保8千万円、最大2億8千万円
 - ・一般保証と別枠。セーフティネット保証(5ページ参照)と同枠。
 - ・融資額の全額を保証。
 - ・8千万円を超える無担保保証にも柔軟に対応。
- ②保証料率 各協会所定のため、各協会にお問い合わせください。
- ③資金用途 事業再建資金
- ④保証期間 個別に各保証協会とご相談ください。
- ⑤保証人 原則不要(代表者保証は必要。)

3. 本制度の対象者

当該災害により、事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に、倒壊・火災等の直接的な被害を受けた中小企業者がご利用になれます。

原則として、被害を受けた事業所の所在地の市区町村等からの罹災証明書が必要です(写しで可)。

ただし、災害救助法適用地域(厚生労働省ホームページ参照 <http://www.mhlw.go.jp/>)においては、申込者が激甚災害による被害を受けたものの、保証申込み時点で、市区町村等の罹災証明書の入手が困難な場合については、事後(保証申込や融資実行後を含む)に提出頂いて差し支えありません。

なお、上記の中小企業者であれば、被災した地域以外の保証協会でも利用可能です。例えば、本店所在地が大阪市の企業で、被災地にある工場等が直接的な被害を受けた場合には、大阪市信用保証協会を利用することが可能です。

4. お申し込み先

信用保証協会にお申し込みください。(→7ページ参照)

(注)審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

5. セーフティネット貸付(日本公庫・沖縄公庫)

＜直接被害を受けた方、間接被害を受けた方の両方が対象＞

1. 対象者

社会的、経済的環境の変化により、一時的に売上や利益が減少する等、業況が悪化している事業者等。

2. 制度内容

※ 以下の①・②の措置については、更なる緩和措置が適用される場合がありますので、日本公庫にお問い合わせ下さい。

①貸付限度額:

中小事業 4億8千万円(緩和措置あり)

国民事業 一般貸付と合算して4,800万円(緩和措置あり)

②貸付利率: 基準金利(5年以内(平成23年3月12日現在))

中小事業 1.75%

国民事業 2.25%

※ただし、貸付利率が3.0%を超える場合には、金利減免措置あり(中小事業)

③貸付期間:

運転資金7年以内(据置期間2年以内)

設備資金15年以内(据置期間2年以内)

3. お申し込み先

日本公庫(沖縄県内では沖縄公庫の支店)の支店にお申し込み下さい。
(7ページ参照)

(注) 審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

6. セーフティネット保証(5号)

<直接被害を受けた方、間接被害を受けた方の両方が対象>

1. 制度概要

①対象者

指定された業種(※1)に属し、売上高の減少等(※2)について、市区町村の認定を受けた中小企業が対象です。

※1:平成23年4月1日～9月30日については原則全業種である82業種が対象(農林水産業、金融業等は対象外)

※2:基準(平成23年4月1日～9月30日については、以下①②のいずれかを満たす必要があります)

①最近3か月の売上高等が前年同月比5%以上減少

②東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比20%以上減少、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同月比20%以上減少が見込まれること

②保証限度 無担保8千万円、最大2億8千万円

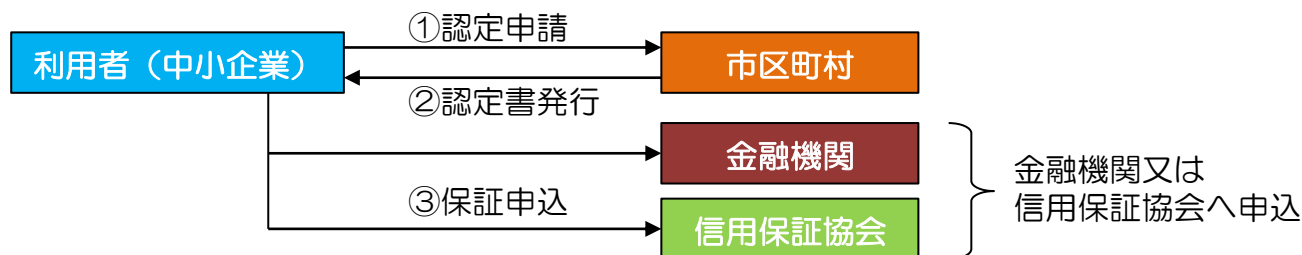
- ・一般保証と別枠。災害関係保証(3ページ参照)と同枠。
- ・融資額の全額を保証。

③保証割合 100%保証

④保証料率、保証期間 各信用保証協会にお問い合わせ下さい。

2. お申し込み手続の流れ

- ①利用者の本店(個人事業主は主たる事業所)所在地の市区町村の商工担当の窓口にて認定申請(その事実を証明する書面等があれば添付)し、
- ②認定書の発行を受け、
- ③認定書を持参して、希望の金融機関又は信用保証協会に保証を申し込む必要があります。



3. お申し込み先

信用保証協会にお申し込みください。(→7ページ参照)

※審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

その他の資金繰り支援の疑問についてお答えします

Q1.業況が厳しいので今借りている資金の月々の返済を減らしたいのですが

...

A1.日本公庫、沖縄公庫、商工中金、信用保証協会では借り入れをされている方からの「貸付条件の変更」や「借換え」などのご相談に積極的に応じています。取引をされている金融機関にご相談下さい。

Q2.うちのような従業員も20人以下の小規模な会社に有利な制度があるって本当？

A2.【保証】市区町村の認定手続きが不要な「小規模企業向けの小口保証制度」(100%保証)があります。従業員20人(商業又はサービス業は5人)以下の小規模企業の方は、保証協会の利用残高が1250万円まで利用できます。

【融資】商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模企業の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用頂ける「マル経融資制度」があります。

Q3.創業したいと思っておりますが、融資が受けられなくて...

A3.【保証】これから創業する方や創業から5年未満の方を対象とした「創業保証制度」(100%保証)を用意しています。

【融資】日本公庫、沖縄公庫では、これから創業する方や創業後税務申告を2期終えていない方を対象に無担保・無保証人の「新創業融資制度」を用意しています。

Q4.他に資金繰り支援策って無いの？

A4.以下のような制度があります。

【保証】金融機関からの借入額の80%まで保証する制度(保証協会)

【融資】海外展開を行う中小企業の方を対象とする制度(日本公庫)

詳しくは次ページの各機関のご相談窓口へお問い合わせ下さい。

資金繰り支援のご相談窓口

【融資】

(株)日本政策金融公庫 0120-154-505
 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1795
 (株)商工組合中央金庫 0120-079-366

【保証】信用保証協会

協会名	住所	電話番号
北海道信用保証協会	札幌市中央区大通西14-1	011-241-5554
青森県信用保証協会	青森市新町2-4-1	017-723-1351
岩手県信用保証協会	盛岡市長田町6-2	019-654-1500
宮城県信用保証協会	仙台市青葉区本町2-16-12	022-225-6491
秋田県信用保証協会	秋田市旭北錦町1-47	018-863-9011
山形県信用保証協会	山形市城南町1-1-1	023-647-2245
福島県信用保証協会	福島市三河南町1番20号	024-526-2331
茨城県信用保証協会	水戸市桜川2-2-35	029-224-7811
栃木県信用保証協会	宇都宮市中央3-1-4	028-635-2121
群馬県信用保証協会	前橋市大手町3-3-1	027-231-8816
埼玉県信用保証協会	さいたま市大宮区桜木町1-7-5	048-647-4711
千葉県信用保証協会	千葉市中央区中央4-17-8	043-221-8181
東京信用保証協会	中央区八重洲2-6-17	03-3272-2251
神奈川県信用保証協会	横浜市西区桜木町6-35-1	045-681-7172
横浜市信用保証協会	横浜市中区山下町22	045-662-6621
川崎市信用保証協会	川崎市川崎区日進町1-66	044-211-0503
新潟県信用保証協会	新潟市中央区川岸町1-47-1	025-267-1311
山梨県信用保証協会	甲府市飯田2-2-1	055-235-9700
長野県信用保証協会	長野市南長野野町597-5	026-234-7288
静岡県信用保証協会	静岡市葵区追手町5-4	054-252-2120
愛知県信用保証協会	名古屋市中村区椿町7-9	052-454-0500
名古屋市信用保証協会	名古屋市中区栄2-12-31	052-212-3011
岐阜県信用保証協会	岐阜市藪田南5-14-53	058-276-8123
岐阜市信用保証協会	岐阜市明德町2	058-267-4553
三重県信用保証協会	津市桜橋3-399	059-229-6021
富山県信用保証協会	富山市総曲輪2-1-3	076-423-3171

協会名	住所	電話番号
石川県信用保証協会	金沢市尾山町9-25	076-222-1511
福井県信用保証協会	福井市西木田2-8-1	0776-33-1800
滋賀県信用保証協会	大津市打出浜2-1	077-511-1300
京都信用保証協会	京都市右京区西院東中水町17	075-314-7221
大阪府中小企業信用保証協会	大阪市中央区南本町4-3-6	06-6244-7121
大阪市信用保証協会	大阪市中央区本町1-4-5	06-6260-1700
兵庫県信用保証協会	神戸市中央区浪花町62-1	078-393-3900
奈良県信用保証協会	奈良市法蓮町163-2	0742-33-0551
和歌山県信用保証協会	和歌山市十二番丁39	073-423-2255
鳥取県信用保証協会	鳥取市本町3-201	0857-26-6631
島根県信用保証協会	松江市殿町105	0852-21-0561
岡山県信用保証協会	岡山市北区野田2-12-23	086-243-1121
広島県信用保証協会	広島市中区上幟町3-27	082-228-5500
山口県信用保証協会	山口市中央4-5-16	083-921-3090
香川県信用保証協会	高松市福岡町2-2-2-101	087-851-0061
徳島県信用保証協会	徳島市新西町2-5	088-622-0217
高知県信用保証協会	高知市上町3-13-14	088-823-3261
愛媛県信用保証協会	松山市一番町4-1-2	089-931-2111
福岡県信用保証協会	福岡市博多区博多駅南2-2-1	092-415-2600
佐賀県信用保証協会	佐賀市松原1-2-35	0952-24-4340
長崎県信用保証協会	長崎市桜町4-1	095-822-9171
熊本県信用保証協会	熊本市南熊本4-1-1	096-375-2000
大分県信用保証協会	大分市金池町3-1-64	097-532-8336
宮崎県信用保証協会	宮崎市宮田町2-23	0985-24-8251
鹿児島県信用保証協会	鹿児島市名山町9-1	099-223-0273
沖縄県信用保証協会	那覇市前島3-1-20	098-863-5302

経済産業局等

【ワンストップナビダイヤル】
 0570-064-350
 お近くの経済産業局等の
 担当部署につながります。

中小企業庁

金融課 03-3501-2876

※審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。